

ご利用の際のご注意



**ご登録された自動車・ETCカード・ETC車載器以外
でのご利用の場合、障害者割引は適用されません。**

自動車のナンバーやETCカード番号、ETC車載器管理番号など、登録事項に変更がある場合は、有料道路をご利用いただく前に市区町村の福祉担当窓口での変更手続きが必要です。

次のようなケースが発生した場合は、変更手続きが必要です。

- 新たに自動車を購入した
- ETC車載器を付け替えた(ETC車載器が壊れた場合など)
- 自動車のナンバープレートを変更した
- ETCカード番号が変わった(ETCカードの紛失・再発行した場合など)

※上記の他、お名前、住所等に変更があった場合も変更手続きが必要です。
詳しくは「有料道路における障害者割引制度のご案内」の冊子でご確認ください。



障害者割引の適用には有効期限があります。

有効期限後も引き続き障害者割引をご利用になる場合は、更新手続きが必要です。更新手続きは、有効期限の2ヶ月前より市区町村の福祉担当窓口で行うことができます。



けん引している状態では、障害者割引は適用されません。

料金所での通行料金表示について

ETC無線走行された場合、料金所の料金表示器(*)には、**障害者割引の料金は表示されません。**



「割引」と表示される場合がありますが、ご利用された走行が休日割引や深夜割引など、ほかの割引の対象となったことにより割引の表示がなされているものであり、障害者割引による表示ではございません。

○障害者割引適用料金は、カード会社からの請求書によりご確認ください。

※料金表示器は、NEXCO東日本/中日本/西日本及び本四高速の料金所に設置されております。



このお知らせに関しまして、ご不明な点などがございましたら、下記までお問い合わせください。

東日本高速道路株式会社 NEXCO東日本お客さまセンター ナビダイヤル 0570-024-024 ※PHS・IP電話のお客さまは 03-5338-7524	中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-922-229 ※フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 052-223-0333	西日本高速道路株式会社 NEXCO西日本お客さまセンター フリーダイヤル 0120-924-863 ※フリーダイヤルがご利用できないお客さまは 06-6876-9031
首都高速道路株式会社 首都高お客様センター 03-6667-5855	阪神高速道路株式会社 阪神高速お客様センター 06-6576-1484	本州四国連絡高速道路株式会社 JB本四高速お客さま窓口 (年中無休9:00~17:30) 078-291-1033